

第87回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時:平成23年6月28日(火) 午後2時から午後2時53分まで

2 場 所:プラザ菜の花 3階 菜の花

3 出席者:千葉県大規模小売店舗立地審議会委員(10名)

伊藤委員、臼田委員、門井委員、鬼沢委員、木村委員、古宮委員、
轟木委員、榛澤委員、森委員、安井委員、

事務局

商工労働部 影山次長

経営支援課 石渡課長、江澤室長、森副主幹、宮崎副主幹、
鈴木主査、菅原主査

4 開 会:

① 新委員の紹介(猿田委員の辞任により欠員となっていた産業振興・地域経済の専門委員として、千葉県商工会議所連合会専務理事の森満委員を紹介)

② 審議案件概略説明

<事務局> 本日の審議案件は、銚子市の(仮称)カワチ薬品四日市場町店、野田市のファッションセンターしまむら関宿店及び市川市の(仮称)ヤオコー市川中国分店の計3件で、すべて新設の届出案件でございます。また、報告案件といたしましては、(仮称)テックランド東金店ほか、既存店舗の変更として届出のあったもの計3件でございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

③ 成立要件の確認(県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上(全員)の出席があることから成立を確認した。)

④ 議長の選出(県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。)

⑤ 議事録署名人選出(議長が木村委員と臼田委員の2名を指名した。)

5 議 事:

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見の審議は、次のとおりであった。

<伊藤会長> 本日の3件の審議案件の所在地はスライドに出ております。それでは、(仮称)カワチ薬品四日市場町店から説明をお願いします。これはドラッグストアでございます。

(スクリーン(以下「SC」と表記))

①(仮称)カワチ薬品四日市場町店について

<事務局> 審議案件1、(仮称)カワチ薬品四日市場町店をご説明させていただきます。
新設案件となります。スクリーンのほうをご覧ください。

(SC広域見取り図) 所在地は銚子市の四日市場町で、JR総武本線の松岸駅から北西へ約1.3kmの国道356号線沿いに位置しております。建物の設置者は株式会社カワチ薬品、小売業者も同じく株式会社カワチ薬品となっております。

(SC概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は7,839㎡、用途地域は無指定地域となっております。建物構造は鉄骨づくり平屋建てとなっております。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成23年7月27日、店舗面積は1,801㎡、営業時間は午前9時から午後9時45分まで、駐車場の利用可能時間は午前8時30分から午後10時まで、荷さばき可能時間は午前7時から午後10時までとなっております。

(SC周辺見取り図) 周辺の環境ですが、スクリーンのほうをご覧ください。計画地の東側は道路を挟み畑、北側は道路を挟み住居及び畑、西側は畑及び商業施設、南側は道路を挟み住居、事務所となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、ともにありません。

(SC建物配置図) 2ページ目をお開きください。スクリーンのほうは建物配置図になります。

駐車場は指針を上回る80台を確保し、うち2台を身障者用とする計画となっております。出入口は2カ所設け、国道側の出入口1は左折イン、左折アウト、市道側の出入口2は左折イン、右折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時等の繁忙期には各出入口に交通整理員を配置するほか、誘導看板の設置や矢印等の路面標示をする計画でございます。

また、駐輪場は指針の参考値による52台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて、荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は店舗施設の正面西側に設け、面積は72㎡、同時作業可能台数は2台、ピーク時の1時間当たりの搬出入車両台数は3台で、施設は充足しており、適切な配慮がされていると認められます。

(SC来店経路図) 次に経路設定ですが、スクリーンをご覧ください。店舗への誘導は、西側

からは国道から出入り口1を左折イン、東側からについては国道から店舗東に接する市道への交差点を右折し、出入り口2を左折インの計画となっております。この経路の周知は、オープン時や売り出し時の新聞折り込みチラシに案内経路図を掲載するほか、案内看板を設置し、繁忙期には交通整理員を配置する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 3ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

歩行者の通行の利便性の確保については、駐車場内には歩行者用通路を設置して歩行者の安全を確保する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンをご覧ください。

減量化については、リターナブルコンテナ等を使用し搬入時の段ボールの削減に努める、レジ袋削減の呼びかけとオリジナルマイバッグの販売によりレジ袋削減を図る、厚さを10%削減したレジ袋を使用するなどとなっております。

(SCリサイクル計画) また、リサイクル計画については、段ボール等は外部業者に委託しリサイクルする、古紙は専門業者に委託しトイレットペーパーに再生する、店内のトイレには再生トイレットペーパーを使用するなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、防災・防犯対策への協力に関してですが、防災対策は、地方公共団体から要請があった場合は対応するとしております。防犯対策として、駐車場内の適切な照明、店内への防犯カメラの設置、駐車場利用時間外はチェーンバリカー等で施錠し、機械警備を実施、地域警察署との連絡体制を確保するなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については担当から説明いたします。

<事務局> それでは、騒音の発生に係る事項について説明いたします。写真により周辺状況を説明させていただきます。お手元の資料の図2の周辺見取り図をあわせてご覧ください。

(SC写真1) 写真は店舗西側の状況です。隣接してコンビニとその駐車場があります。

(SC写真2) 店舗南側の状況です。道路を挟んで畑と住居があります。

(SC写真3) 店舗東側の状況です。隣接道路を造成中です。畑が隣接しています。

(SC写真4) 店舗北側です。細い道路を挟んで畑と住居があります。

資料は5ページの上の表とスクリーンをあわせてご覧ください。

(SC騒音予測地点図) 夜間の営業はなく、荷さばき作業も夜間には実施しません。24時間稼働するキュービクルと室外機があります。

等価騒音の予測については、南側は近隣商業施設の基準、それ以外の地点は無指定地域のため、環境基準のB類型を当てはめた基準をすべて満たしています。

夜間最大の予測についても、夜間稼働するキュービクルと室外機付近の店舗側敷地境界において基準を満たしています。

以上のことから、周辺環境に与える影響は軽微であり、予測も含め適切な対応がとられているものと認められます。

以上です。

<事務局> 次に、6ページをお開きください。廃棄物についてですが、スクリーンの建物配置図をご覧ください。

(SC建物配置図) 廃棄物等の保管施設は、店舗施設内の東側に指針を上回る9㎡を確保し、また、廃棄物の処理方法についても許可業者による敷地外処理として、金属、ガラス、プラスチック類は週1回、生ごみ、その他可燃物は週3回、紙類は週5回行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、敷地内の緑化計画ですが、都市計画法に基づく3%を上回る7.8%、614㎡を緑地化するとしております。

街並みづくり、景観への配慮としては、建物や屋外広告はアイボリーを基調としたデザインで、建物はシンプルな形状とし周囲との調和を図るなど、屋外照明等についても点灯時間や照射角度などへの適切な配慮が見られます。

次に、7ページをお開きください。市町村・住民等の意見ですが、ともにありませんでした。(SC県の意見(案)) 最後に総合判断ですが、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。各委員、今の説明につきまして、ご質問ございましたら。廃棄物につきまして、鬼沢委員、いかがでしょうか。

<鬼沢委員> 食品の扱いがありませんので、計画どおりに減量化に努めていただきたいと思います。

<伊藤会長> それでは、交通関係で安井委員。

<安井委員> 交通量も非常に少ないところで、駐車台数も80台ですし、協議も適切に行われていますので、特に問題ないと思います。

<伊藤会長> それでは、騒音ですが、木村委員。

<木村委員> 夜間の営業もありませんし、荷さばきも夜間やりませんので、問題ないと思います。

<伊藤会長> ほかの委員の方で何かご意見ありましたら。

この審議案件1につきまして、ほかに何か。もし特段ございませんでしたら、県の「意見なし」は妥当であるとみなしてよろしゅうございますね。

それでは、ご承認いただきましたので、「意見なし」を妥当であると決定いたしました。ありがとうございます。

②ファッションセンターしまむら関宿店について

<伊藤会長> 2つ目の案件ですが、ファッションセンターしまむら関宿店でございます。ファッションセンターですから、衣料品業種でございます。

それでは、概要をご説明ください。

(スクリーン)

<事務局> 審議案件2件目、ファッションセンターしまむら関宿店で新設案件となります。スクリーンをご覧ください。

(SC広域見取り図) 所在地は野田市親野井で、東武野田線の川間駅から北へ約5kmの県道沿いの土地区画整理事業地内に位置しております。建物設置者及び小売業者は、ともに株式会社しまむらとなります。

(SC概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は1,226㎡、用途地域は第1種住居、第2種住居、第1種中高層住居専用地域となっております。建物構造は鉄骨づくり平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成23年8月1日、店舗面積は1,071㎡、営業時間は午前10時から午後8時まで、駐車場の利用可能時間帯は午前9時45分から午後8時15分まで、荷さばき可能時間帯は午前0時から翌午前0時までとなっております。

(SC周辺見取り図) 周辺の環境ですが、スクリーン、周辺見取り図をご覧ください。計画地の東南側は道路を挟み空き地及びアパート、北東側は空き地及び道路を挟み住居、南西側は道路を挟み河川敷、北西側は事務所、道路を挟み空き地となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、ともにありませんでした。

(SC建物配置図) 2ページ目をお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

駐車場は指針を上回る44台を確保し、うち1台を身障者用とする計画です。出入口は2

カ所設け、出入り口1は左折イン、左折アウト、出入り口2は左折イン、右左折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策としては、必要に応じ、交通整理員の各出入り口への配置や案内表示板の設置をする計画でございます。

また、駐輪場は指針を上回る47台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は店舗北東側に設け、面積は102㎡、同時作業可能台数は1台で、ピーク時1時間当たりの搬出入車両台数は1台で、施設は充足していると認められます。

(SC経路図) 続いて経路設定ですが、スクリーン、経路図のほうをご覧ください。店舗への誘導は、店舗西側からは正面の県道から入り口1へ左折イン、東側からは店舗前交差点を右折し、入り口2から左折インとなります。この経路の周知は、新聞折り込み広告への経路の掲載や必要に応じ交通整理員を配置するなどの計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 次に、3ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

歩行者の通行の利便性の確保等については、店頭軒下へダウンライトを設置し照明を確保する、必要に応じ交通整理員を各出入り口に配置する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンをご覧ください。

減量化については、納品後の不要ハンガーをお客様へ配布する、過剰包装の抑制や簡易包装を行う、不要となった自社の買い物袋の有償買い取りを行うなどとしております。

(SCRサイクル計画) また、リサイクル計画については、納品用段ボール等について、既に構築している自社回収のリサイクルシステムによりリサイクルをする、店舗間の商品移動には段ボールを再利用する、納品時のビニール袋はハンガーに加工し再利用するなどの計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、防災・防犯対策への協力に関してですが、防災対策では、地元行政から要請があれば、内容を確認の上、対応するとしております。防犯対策として、駐車場内への適切な照明設備の設置、店内外への防犯カメラの設置、閉店後は駐車場出入り口をチェーンで閉鎖する、緊急通報体制の実施など、適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については、担当から説明いたします。

<事務局> それでは、騒音の発生に係る事項について説明いたします。写真により周辺の状況から説明させていただきます。お手元の資料、図2の周辺見取り図をあわせてご覧ください。

(SC写真1) 写真は西側から見た店舗全景になります。店舗北西側は角に事務所、道路を挟んで空き地、住宅があります。

(SC写真2) 店舗北西側です。事務所が隣接している状況です。

(SC写真3) 写真は店舗南西側の状況です。国道17号線を挟んで河川敷になります。

(SC写真4) 店舗南東側の状況です。道路を挟んで住居があります。

(SC写真5) 店舗北東側を南から見た状況です。現時点、空き地になっております。

(SC写真6) 店舗北東側を北側から見た状況です。住宅と空き地が隣接しています。

資料5ページとスクリーンをあわせてご覧ください。

(SC騒音予測地点図) 夜間の営業はありませんが、キュービクルが24時間稼働するほか、夜間に荷さばき作業が行われます。

等価騒音の予測につきましては、第1種住居地域、第2種住居地域、第1種中高層住居専用地域のそれぞれの基準をすべて満たしています。

夜間最大の予測については、設備機器は店舗側敷地境界で基準値を満たしています。荷さばき車両走行音につきましては、地点E、F、Hで店舗側及び保全対象側敷地境界において基準値45dBを超過しています。しかし、店舗前面の県道17号線は北側に位置する工業団地の影響によって大型車の通行量が多く、地点E、Hは現況騒音が予測値を超過します。また、地点Fについては隣接地が空き地であり、保全対象がありません。

以上のことから、周辺環境に与える影響は軽微であると認められ、適切な対応がとられているものと認められます。

以上です。

<事務局> 続きまして、6ページのほうをお開きください。廃棄物についてですが、スクリーンの建物配置図をご覧ください。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は店舗北東側に設け、指針を上回る15m³を確保し、また、処理方法については、許可業者による敷地外処理を紙・プラスチック類は週6回、生ごみは週3回、金属・ガラス類は週1回行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に敷地内の緑化計画ですが、法令等の規定はありませんが、敷地の面積の0.2%に当たる5m²を緑化する計画です。

街並みづくり、景観への配慮としては、建物はベージュを基調とした落ちついた色調の外観とする、毎朝の清掃を実施し景観に配慮する、また、屋外照明等についても点灯時間、照射角度などへの適切な配慮が見られます。

次に、市町村・住民意見ですが、市町村・住民意見についてはともにありませんでした。(SC県の意見(案)) 7ページの総合判断ですが、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。この店舗は、先ほど写真でごらんいただいたように、既に営業しておりますが、今回1,000㎡を超えるということで、新たに届出をしなければならない新設案件となるわけです。

最初に皆さん、どなたでもよろしいですが、ご意見、あるいはご質問ございましたら。

それでは、騒音が基準値を超えているというコメントがございましたので、木村委員のほうから。

<木村委員> 騒音の件ですが、保全対象地点である予測地点E`で夜間の値が基準値をオーバーしています。審議会資料では、千葉県環境白書の道路端の値をそのまま用いて生活環境に与える影響は軽微であると結論づけていますが、追加で保全対象となる住居地点での道路交通騒音の等価騒音レベルの計算値を提出してもらいました。その結果、予測地点E`での道路交通騒音は、荷さばき車両走行音よりも大きな値となっております。したがって、この件、問題なしと考えます。

<伊藤会長> 5ページのE、H地点、ここですね。

<木村委員> E`地点です。ここは保全対象に住居がありますので、そこが48dBになっていすけれども、その下の補足のところで、現況騒音の予測値というのが道路端だけの値で評価しております。これですと不備だと思いますので、住居の前での等価騒音レベルの値を計算してもらいました。その結果、48dBを超えていますので、問題ないと思っております。

<伊藤会長> この件でご質問あれば伺いますが、最初に専門委員の方、ここは衣料品でございますが、鬼沢委員、廃棄物のほうはいかがでしょう。

<鬼沢委員> 計画には、レジ袋の削減等を心がけて1枚1円で買い取るという表記が今度入っておりますけれども、もともと削減を最初から呼びかけていただきたいと思います。

<伊藤会長> 交通関係は、県道がありますが。

<安井委員> 資料が2枚しかないのですが、交通量からみて特に問題ないと思います。

<伊藤会長> ここは川に沿っておりますが、交通量からみて特に問題なしと安井先生からのコメントがございました。

ほかに委員の方でご質問ございますでしょうか。県の判断では、「意見なし」ということでございますが、これを妥当であるとみなしてよろしゅうございますね。

特段のご異論がないということでございますので、ファッションセンターしまむら関宿店につきましては、県の「意見なし」を妥当と認めて承認いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、第3案件以降については榛澤先生にお願いします。大変申しわけございません。お先に失礼いたします。

(伊藤会長退席、榛澤会長代理着席)

③(仮称)ヤオコー市川中国分店について

<榛澤会長代理> 伊藤先生、どうもありがとうございました。

では、審議資料第3、ヤオコー市川中国分店につきまして、事務局からご説明していただきます。よろしく願いいたします。

<事務局> 審議案件3、(仮称)ヤオコー市川中国分店、新設案件でございます。スクリーンと審議資料の1ページのほうをご覧ください。

(SC広域見取り図) 所在地は市川市中国分で、JR市川駅から北側へ約3km、北総線北国分駅から1kmの市道沿いに位置し、新たな戸建て住宅開発とともに開発された地域となります。建物設置者及び小売業者は、ともに株式会社ヤオコーとなります。

(SC概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は6,849㎡、用途地域は第1種住居地域となっております。建物構造は鉄骨づくり地上1階建て、塔屋つき屋上駐車場となります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成23年8月17日、店舗面積は1,904㎡、営業時間は午前9時から午後9時45分まで、駐車場の利用可能時間帯は午前8時45分から午後10時まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時まで、一部、午前8時45分までとなっております。

(SC周辺見取り図) 周辺の環境ですが、スクリーン、周辺見取り図をご覧ください。計画地の南西側は道路を挟み研究所施設、南東側は道路を挟み小学校、北東側は道路を挟み住居、北西側は戸建て住宅地として開発中となっております。

この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、ともにありませんでした。

(SC建物配置図) 2ページ目をお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

駐車場は指針を上回る116台を確保し、うち2台を身障者用、2台を高齢者用とする計画です。出入口は1カ所設け、右折イン、左折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時、特売日等の繁忙期については交通整理員を各出入口へ配置する、誘導看板の設置や停止線、誘導矢印の路面標示を行う計画となっております。

また、駐輪場は市川市の条例による必要台数を上回る97台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて、荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は店舗南西側と北西側の2カ所に設け、面積はそれぞれ96㎡、90㎡、合計186㎡でございます。同時作業可能台数は南西側2台、北西側1台で、ピーク時1時間当たりの搬出入車両台数は2台で、施設は充足していると認められます。

(SC経路図) 続いて経路設定ですが、スクリーン、経路図となります。店舗への誘導は、店舗西側からは南東側の市道から新設開発道路へ左折で進入し、入り口から右折イン、東側からは南東側の市道から新設開発道路へ右折で進入し、入り口から右折インとなります。この経路の周知は、新聞折り込み広告への経路の掲載や店舗出入口付近への誘導看板の設置、繁忙期に交通整理員を配置するなどの計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 次に、3ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

歩行者の通行の利便性の確保等については、隣接する道路から連続した敷地内歩行者用道路を設ける、新設交差点から店舗入り口までの歩道を拡幅する、駐車場内に路面標示により歩行者用通路を設けるなどの計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンをご覧ください。

減量化については、店舗と物流センター間で通い箱を使用する、搬入時の梱包材等は搬入業者が持ち帰りリユース、リサイクルする、メーカーと協力して梱包材等の簡素化を行う、過剰包装の抑制や無包装、ばら売りの実施を行う、スタンプカードによりポイント特典をつけレジ袋削減、マイバッグ利用を促進するなど、

(SCRサイクル計画) また、リサイクル計画については、食品加工時の野菜くず、魚のあら等は養豚用飼料として再利用するため専門業者へ委託する、食用廃油の石けんへのリサイクルを計画する、段ボールは古紙回収業者、発泡スチロールは納品メーカーを通じてリサイクルする、牛乳パック、トレイ、アルミ缶等は店頭回収を行う、納品用段ボール等について既に

構築している自社回収のリサイクルシステムによりリサイクルする、店舗間の移動には段ボールを再利用する、市や町内のリサイクル活動へ協力するなどの計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、防災・防犯対策への協力に関してですが、防災対策では、地元行政から要請があった場合は、災害時の避難所として駐車場等の使用、店舗で扱っている物資の緊急時の提供について必要な協力を行う。防犯対策として、駐車場内への適切な照明設備の設置、従業員、警備員による巡回、防犯カメラやセンサーの設置、閉店後は出入り口を閉鎖、施錠、また、防犯マニュアルの活用により従業員の意識を徹底するなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については、担当から説明いたします。

<事務局> それでは、騒音の発生に係る事項について説明いたします。まず、写真により周辺状況をご説明させていただきます。

お手元の資料の図2の周辺見取り図をあわせてご覧ください。

(SC写真1) 写真は店舗北東側の状況です。道を挟んで住宅があります。写真左奥のほう、北西方面に向かって坂道が下っており、坂道を下るに従い店舗より住宅の高さ位置が低くなります。

(SC写真2) 店舗南東側の状況です。道路を挟み小学校の敷地があります。

(SC写真3) 店舗南西側の状況です。道路を挟み住友金属鉱山市川研究所があります。この道路は奥の住宅造成地内で行きどまりの予定であり、店舗来客や住宅造成地の入居者以外の利用は少ない見込みです。

(SC写真4) 店舗北西側です。道路を挟んで住宅造成地がありますが、現時点更地の状況です。

資料の5ページ、上の表とスクリーンをあわせてご覧ください。

(SC騒音予測地点図) スクリーンの図は1階部分です。駐車場は1階南西側及び屋上になります。夜間の営業はなく、荷さばき作業も夜間には実施しませんが、キュービクル等、夜間稼働する設備機器があります。

等価騒音の予測については、西側は第1種住居地域、東側は第1種低層住居専用地域のそれぞれの基準を満たしています。

スクリーンの図は2階屋上部分になります。夜間稼働する設備機器があります。しかし、夜間最大の予測につきましては、店舗敷地境界で基準値を満たしています。周辺環境に与える影響は軽微であると認められ、予測も含め、適切な対応がとられているものと認められま

す。

以上です。

<事務局> 続きまして、6ページのほうをお開きください。廃棄物についてですが、スクリーンの建物配置図をご覧ください。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は店舗北西側に設け、指針を上回る10㎡を確保し、また、処理については許可業者による敷地外処理を毎日行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に、敷地内の緑化計画ですが、市川市環境保全条例の基準10%を上回る敷地の面積の11.5%に当たる786㎡を緑化する計画でございます。

街並みづくり、景観への配慮としては、市川市景観条例の趣旨に沿うよう、周辺環境、街並みとの調和及び商業施設としてのにぎわいも創出できる外観とする、建物はシンプルな形状とし落ちつきのある色調とする、店舗周りの清掃を適時行い環境美化に努める、また、屋外照明等についても点灯時間、照射角度などへの適切な配慮が見られます。

次に、市町村・住民意見ですが、市町村・住民意見についてはともにありませんでした。

(SC県の意見(案)) 7ページの総合判断ですが、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<榛澤会長代理> どうもありがとうございました。今の事務局からのご説明に対しまして、何かご質問ございますでしょうか。ございませんでしたら、専門委員の方からご発言をよろしくお願ひしたい。

まず、木村委員のほうからいかがでしょうか。

<木村委員> 騒音のほうですけれども、営業と荷さばきは夜間ありませんので問題ないと考えています。ただし、一部地点で昼間の等価騒音レベルが50dBを超えています。もしも問題が生じた場合には迅速に対応していただきたいということを望みます。

以上です。

<榛澤会長代理> どうもありがとうございました。

では、次に鬼沢委員のほうからよろしくお願ひします。

<鬼沢委員> こちらの厚いほうの出店計画書の14ページには、搬入時における減量化と営業活動における減量化と、ちゃんと両方に分けて記載していただいております。搬入時における減量化の部分では、搬入車をなるべく台数を減らすという環境への配慮を十分され、

CO₂削減にもなり大変いいことだと思います。それに伴って営業活動においては、このような計画のほかにもう1つ、なるべく環境に配慮した製品をお店に置くということも心がけていただきたいと思います。

<榛澤会長代理> どうもありがとうございました。

では、交通、安井委員。

<安井委員> 周辺の交差点の交通量調査の結果を見ても非常に交通量が少ないところで、特に問題ないと思います。また、県、それから県警、市川警察署とは適切に協議がなされていますので、特に問題がないと判断します。

<榛澤会長代理> どうもありがとうございました。ほかに委員のほうからございますか。ございませんでしたら、各項目について、県のほうでは妥当ということでございますので、(仮称)ヤオコー市川中国分店につきまして、妥当ということでよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。それでは、そういうふうに決定いたします。

○ 議題(2)変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<榛澤会長代理> 報告案件につきまして、事務局からご説明を願います。

<事務局> 報告案件は3件でございます。

①の(仮称)テックランド東金店は、店舗面積の減少及び駐車場と廃棄物保管施設の位置の変更、営業時間の変更とそれに伴う駐車場利用時間の変更を行うものです。市町村からの意見に対しては適切な対応がとられておりました。

②のジョイフル本田千葉八千代店B館は、荷さばき施設の位置と面積、廃棄物保管施設の位置と容量を変更するものです。なお、市町村及び住民からの意見はございませんでした。

③の田口ビルは駐輪場の位置を変更するものです。なお、市町村及び住民からの意見はございませんでした。

以上、3件の変更につきましては、周辺環境に及ぼす影響は軽微であり、施設の配置及び運営方法は適切に配慮されているものと認められるため、県の「意見なし」として決定をいたしました旨を通知したところでございます。

以上です。

○ 議題(3) その他については、次のとおりであった。

配布資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第88回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程については後日調整のうえ決定することとした。

6 閉 会：午後2時53分閉会

平成23年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印